

平成18年5月23日

各 位

上場会社名	株式会社 ケー・エフ・シー
本店所在地	大阪市北区西天満3丁目2番17号
代表取締役社長	村上俊介
コード番号	3420 大証(市場第2部)
問合せ先	責任者役職名 常務取締役管理統括部長 氏 名 堀 池 康 友 電 話 番 号 06-6363-4188

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成18年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月23日開催の当社第42回定時株主総会に付議することを決定致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の連結子法人等であったジョンレイン オブ ホイック社が平成18年1月9日付にて、当社連結子法人等より削除されたことにともない、現行定款第2条第17号を削除するものであります。
- (2) 公告方法について、周知性の向上及び公告掲載費用の節減を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条(公告の方法)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことにともない、定款の定めによって可能となる事項等について、次のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところにともない株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

取締役会の機動的・効率的な運営を図るため、会社法第370条に定められた取締役会の書面決議を可能にするための規定を新設するものであります。

取締役及び監査役の会社に対する賠償責任を取締役会の決議をもって、法令に定める限度内で軽減できるようにするとともに、社外取締役及び社外監査役の会社に対する責任については、あらかじめ法令に定める限度内で契約を締結できるようにするため、変更案第28条及び第36条を新設するものであります。なお、変更案第28条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役会の全員一致による同意を得ております。

その他、会社法が施行されることにともない、規定の整備、条文の加除にともなう条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 [現行どおり]
1	1
{ [条文省略]	{ [現行どおり]
16	16
17 一般衣料及び身の回り品の販売	[削除]
18	17
{ [条文省略]	{ [現行どおり]
20	19
[新 設]	(機関)
	第4条 会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
	1 取締役会
	2 監査役
	3 監査役会
	4 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、 <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第2章 株式	第2章 株式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 会社の発行する株式の総数は、1,897万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。	第6条 会社の発行可能株式総数は、1,897万株とする。
[新 設]	(株券の発行)
(自己株式の取得)	第7条 会社は株式に係る株券を発行する。
第6条 会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。	(自己株式の取得)
(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)	第8条 会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。
第7条 会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「 <u>単元未満株式</u> 」という。)に係る株券を発行しない。	(単元株式数及び単元未満株券の不発行)
[新 設]	第9条 会社の単元株式数は、1,000株とする。会社は、 <u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>
	(単元未満株式についての権利)
	第10条 会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、 <u>その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>
	[1] 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
	[2] 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
	[3] 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
第8条 会社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。	第11条 会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

現行定款	変更案
<p>会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>株券喪失登録簿及び新株予約原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、会社においては取扱わない。</u></p>
<p>（株式取扱規則） 第9条 会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する請求、届出の手続き及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>（株式取扱規則） 第12条 会社の株式に関する<u>取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>（基準日） 第10条 会社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項、その他本定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">〔 削 除 〕</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>（招集の時期） 第11条 会社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p>	<p>（招集の時期） 第13条 定時株主総会は<u>毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</u></p> <p>（定時株主総会の基準日） 第14条 会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p>
<p>（招集者及び議長） 第12条 〔 条文省略 〕</p> <p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p>	<p>（招集権者及び議長） 第15条 〔 現行どおり 〕</p> <p>（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供） 第16条 会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>（決議の方法） 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>（決議の方法） 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>（議決権の代理行使） 第14条 株主は、会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">〔 条文省略 〕</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>（議決権の代理行使） 第18条 株主は、会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">〔 現行どおり 〕</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>（取締役の員数） 第15条 〔 条文省略 〕</p> <p>（取締役の選任方法）</p>	<p>（取締役の員数） 第19条 〔 現行どおり 〕</p> <p>（取締役の選任）</p>

現行定款	変更案
<p>第16条 [新 設] <u>会社の取締役の選任については、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 会社は、<u>取締役会の決議により</u>、代表取締役を選任する。 <u>取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第19条 [条文省略] (取締役会の招集通知) 第20条 [条文省略] [新 設] [新 設]</p> <p>(取締役会規則) 第21条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第22条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>[新 設]</p>	<p>第20条 <u>取締役は株主総会の決議によって選任する。</u> — <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> — <u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 会社は、<u>取締役会の決議によって</u>、代表取締役を選定する。 <u>取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副会長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 [現行どおり] (取締役会の招集通知) 第24条 [現行どおり] <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 会社は<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 — <u>会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第23条 [条文省略] (監査役の選任方法) 第24条 [新 設] <u>会社の監査役の選任については、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第29条 [現行どおり] (監査役の選任) 第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> — <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第26条 監査役は<u>その互選により</u>、常勤監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第27条 [条文省略]</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第28条 [条文省略]</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第29条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>[新 設]</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、<u>その決議によって</u>常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 [現行どおり]</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 [現行どおり]</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 <u>会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計算</p>
<p>第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第30条 会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金及び中間配当金)</p> <p>第31条 <u>会社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p><u>会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</u></p> <p><u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>未払配当金には、利息をつけないものとする。</u></p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第37条 会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>[削 除]</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 <u>会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 <u>会社は毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成18年6月23日(金曜日)

平成18年6月23日(金曜日)

以上